



大津市公報

平 成 25 年 6 月 21 日
号 外 (第 45 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次	
○ 条 例	
46 大津市議会委員会条例の一部を改正する条例……………	1

条 例

大津市議会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。
平成25年6月21日

大津市長 越 直 美

大津市条例第46号

大津市議会委員会条例の一部を改正する条例
大津市議会委員会条例（昭和31年条例第16号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
(議会運営委員会の設置)	(議会運営委員会の設置等)
第4条 一略一	第4条 一略一
2 議会運営委員会の委員の定数は、 <u>6人</u> とする。	2 議会運営委員会の委員の定数は、 <u>9人</u> とする。
3 一略一	3 一略一

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の大津市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する議会運営委員会の委員であった者は、施行日をもって、改正後の大津市議会委員会条例（以下「新条例」という。）第4条第1項に規定する議会運営委員会の委員に選任されたものとみなす。
- 施行日の前日において旧条例第8条第1項に規定する議会運営委員会の委員長及び副委員長であった者は、施行日をもって、それぞれ新条例第8条第1項に規定する議会運営委員会の委員長及び副委員長に選任されたものとみなす。
- この条例の施行後最初に選任される議会運営委員会の委員（附則第2項の規定により議会運営委員会の委員に選任されたものとみなされる委員を含む。）の任期は、新条例第4条第3項において準用する同条例第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成26年5月16日までとする。